

科学研究費助成事業 研究成果報告書

平成 29 年 6 月 14 日現在

機関番号：34504

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2014～2016

課題番号：26380074

研究課題名（和文）ブラッセルI規則改正とわが国およびEU域外諸国への影響

研究課題名（英文）Brussels I Regulation Recast and its Influence on the third States Including Japan

研究代表者

岡野 祐子（OKANO, Yuko）

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：60224044

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,300,000円

研究成果の概要（和文）：本研究は、2015年1月より施行されている「ブラッセルI改正規則」がわが国を含むEU域外諸国の市民に与える影響を分析、検討するものである。

「ブラッセルI規則」は成功した規則として評価されてきたが、その反面、同規則がEU域内の市民を念頭に置いた「内向きの規則」の性質を持っていることから、わが国をはじめとするEU域外諸国の市民に適用される場合には問題があると指摘されてきた。本研究では、残余管轄、合意管轄、訴訟競合の問題に焦点をあてつつ、今回の改正が、指摘されてきた諸点をどのように改善したかについて、考察する。

研究成果の概要（英文）：This research will examine Brussels I Regulation Recast and analyze its influence on the third States including Japan.

Brussels I Regulation has been evaluated as a successful rule. However, it has also been pointed out as having so-called “inward-facing” nature, primarily giving priority to the EU citizens, and might cause problems when applied to the third State people. This research will focus on the issues of the extension of the Regulation to third State defendants, choice of court agreement, and lis pendens, examining whether this Recast should improve any disadvantages to the third State people.

研究分野：国際私法

キーワード：Brussels I Recast EU国際私法 国際裁判管轄

1. 研究開始当初の背景[1]

(1) 「ブラッセル I 規則」の問題点:

EU において「民事および商事事案に関する国際裁判管轄並びに外国判決承認・執行に関する規則」として 2002 年 3 月 1 日に発効した「ブラッセル I 規則」は、成功した EU 規則の 1 つと評価される一方で、改善を要する諸点も指摘されてきた。特に、同規則が EU 域内の当事者を念頭に置いた「内向きの規範」の性質を持っていたこと、そのため、EU 域外国（第三国）が関わる場合にも、それを考慮することなく、同規則を機械的かつ強制的に適用し、問題を生じさせてきたことについては、批判も多くあった。

(2) 「ブラッセル I 規則」の改正 - 欧州委員会による改正提案公表:

「ブラッセル I 規則」はその 73 条において、規則発効から 5 年以内に欧州委員会と同規則の適用に関するレポートを提出する義務を負うと定めており、その際、必要とあれば改善点も提案することとなっていた。この規定に従い、欧州委員会は 2009 年 4 月、レポート、および改正提案に関するグリーン・ペーパーを公表した。またこれに先立ち、研究者による 2 つのレポートが公表されている。1 つは、ブラッセル大学の Nuyts 教授による 2006 年の Nuyts レポートであり、もう 1 つは、ハイデルベルク大学の Hess 教授らによる 2007 年のハイデルベルク・レポートである。これらのレポートは、それぞれ、「ブラッセル I 規則」の問題点に関し、各国からの報告を集め、分析したものである。これ等をたたき台として EU 内で学術的、政策的議論がなされ、2010 年 12 月 14 日、欧州委員会は「ブラッセル I 規則」の改正提案を公表した。

(3) 欧州議会の反応:

他方、欧州議会は、議会内の法務委員会を通じて改正提案に対する見解を表明している。まず 2010 年 6 月には、欧州委員会の上記改正提案公表前に、法務委員会による「第一次レポート」が欧州議会に上程され、採択されている。その後、同年 12 月の欧州委員会による上記改正提案の公表を受けて、法務委員会は 2011 年 6 月、「ドラフト・レポート」を公表し、改正提案に対して 58 項目にわたる改正点を示唆している。さらに同年 10 月には、62 項の追加の改正点を示す「追加修正レポート」を公表している。この追加修正レポートには、かねてより「ブラッセル I 規則」の内向きの性質に疑問を示してきた連合王国を代表する欧州議会議員から要求された改正点が反映されている。

(4) 欧州委員会、欧州議会、EU 理事会の間での交渉:

その後、EU の共同決定手続きに従い、欧州委員会、欧州議会、EU 理事会の間で、改正

草案に関する交渉が進められた。この交渉過程において、EU 理事会は、関連する政策分野の作業部会を通して欧州委員会提案を検討した。この段階において、連合王国法務省をはじめとする各加盟国の政府が、それぞれ関心のある項目につき提案の修正のための意見を述べ、議論がなされた。

(5) 「ブラッセル I 改正規則」の成立:

上記の過程を経て、最終的に 2012 年 10 月 15 日、妥協案となる「最終レポート」が欧州議会法務委員会から提示された。「最終レポート」は、第一読会において、2012 年 11 月 20 日に欧州議会で、続いて 2012 年 12 月 6 日に EU 理事会で、それぞれ採択され、ここに「ブラッセル I 規則」の改正手続きが完了し、「ブラッセル I 改正規則」は、2015 年 1 月 10 日から EU 加盟国で適用されることとなった。

< 引用文献 >

[1] 岡野 祐子「Brussels I 規則改正に見る諸問題」『国際法外交雑誌』113 巻 1 号、2014、30-53

2. 研究の目的

(1) 本研究の目的:

本研究は、2012 年 12 月に成立し 2015 年 1 月 10 日から EU 加盟国で適用されている「ブラッセル I 改正規則」を対象とし、その改正内容を調査するとともに、同改正がわが国および EU 域外国（第三国）に及ぼす影響を分析、検討することを目的とする。

(2) 本研究の視点:

今回の「ブラッセル I 規則」の改正は、上述したような、改正前の同規則が持つ「内向きの規範」から生じる問題にも対応するものであり、EU 域外国（第三国）が関わる事案への同規則の適用範囲の境界線を明確にした明文規定を定めている。そのため、これらの改正規定は、わが国をはじめとする EU 域外国（第三国）にとっても重要な意味を持つことから、特に EU 域外国（第三国）に深く関わる改正点に焦点をあてて、分析、考察を行う。

(3) 分析・考察の対象となる規則・問題点:

具体的には特に次の 3 つの規則および残された問題点に焦点をあてて研究を行う。

改正規則 4 条 2 項:

EU 外に住所を有する被告に対して各加盟国の国内法上の管轄規則が適用されることを認める、いわゆる「残余管轄」の規定

改正規則 33 条、34 条:

EU 域外国との訴訟競合及び関連訴訟の場合について、一定の条件の下に加盟国裁判所での訴訟 stay を認める規定

改正規則 25 条:

EU 加盟国裁判所を合意先とする管轄合意に

関して、「両当事者の少なくとも一方の住所がEU内である」とする要件、つまり「当事者の居住地要件」を外した管轄合意の規定

今回の改正で残された問題点：

EU域外国（第三国）が関わる問題点としてグリーン・ペーパーで指摘されながら、今回改正規則としては立法化されなかった問題点

3. 研究の方法

(1) EU域外国に関わる問題は、かねてより連合王国（特にイングランド）において活発に議論されてきた問題であり、また今回の規定の改正は、その交渉過程において連合王国が強く主張した意見が取り入れられたものである。したがって本研究においては、上記の問題を考察するにあたり、連合王国における議論が貴重な視点を提示すると考え、同国での議論の展開に焦点をあてて、調査し、検討することとした。

(2) 上記については、改正提案で当初「残余管轄」の規定削除の案が出されたにもかかわらず、結果的に同規定が残されたことにつき、EU内外の国々での反応を調査、考察した。

(3) 上記については、加盟国各裁判所の裁量規定となっていることから、の問題とも関連させたうえで、訴訟 stay の状況を分析した。

(4) 上記は、両当事者が双方ともEU内に住所を有していなくとも、EU内への管轄合意を行った場合、「ブラッセルI改正規則」の対象となることから、EU域外国（第三国）の当事者に「ブラッセルI改正規則」が適用される場合が増加すると予想される。そこで同規則25条の解釈、および同規定により管轄が成立した場合の「ブラッセルI改正規則」の他の規定の適用との関係を研究した。

(5) 上記は、今回の改正が残した点として指摘される「EU域外国（第三国）での管轄合意の保護」と、「EU域外国（第三国）が専属管轄と解しうる場合の扱い」の問題について、EU内外での議論、見解を考察した。

4. 研究成果

(1) 残余管轄について：

残余管轄を残すかどうかの議論に関し、以下の諸点を整理し、考察した。

ブラッセルI規則改正の過程においては、欧州委員会は、「残余管轄」を廃止し、「第三国が関わる事案へのブラッセル規則の適用」という方向で検討していた。

従来の「ブラッセルI規則」は、EU外に被告が居住する場合に、各加盟国の国内法上の管轄規則の適用を認める「残余管轄」を規定していたが、各国国内法上の管轄規則が様々に異なるため問題を生じてきた、との意識からであった。

また、加盟国国内法上の管轄規則がいわゆる「過剰管轄」を有している場合には、EU外に住所を有する被告が不利な立場となることが従来から指摘されていた。

そのためグリーン・ペーパーおよび改正提案では、EU外の第三国に住所を有する被告に対しても、義務履行地管轄や不法行為地管轄などの特別管轄については、統一された「ブラッセル規則」上のこれら特別管轄を適用するという案が出された。

しかしこの提案は大きな議論を呼び、特に連合王国のように、自国の裁判管轄規則を適用できる余地を重視する国には、無視できない重要な問題と認識され、強い懸念が示された。

欧州議会も一貫して、提案に反対の姿勢を示した。「第一次レポート」「ドラフト・レポート」においては、時期尚早であるとのコメントや、厳しい批判の姿勢が示された。そして「最終レポート」においては、このような形で「ブラッセルI改正規則」を第三国に拡張するには、さらなる広範な協議や政治的議論が必要なことが再度強調され、「残余管轄」を残すことで原案がまとめられた。

結果として、「ブラッセルI改正規則」には、「残余管轄」は残された。他方で、弱者保護が求められる、保険契約、消費者契約、雇用契約については、元の「ブラッセルI規則」を踏襲し、一定の条件の下に、EU内に住所を有しない保険者、事業者、事業主（いわゆる強者）を被告としてEU内で訴えることができるとする規定をおいた。

他方で、これらの一連の議論とは対照的に、夫婦関係、親子関係などから生じる扶養義務に関して適用されるEUの「扶養規則」（2009年発効）は、「ブラッセルI改正規則」成立前に発行したEU規則であるにもかかわらず、「残余管轄」をおいていない。すなわち、「扶養規則」の管轄規則は、被告がEU外の国に常居所を有していても適用され、EU加盟国裁判所が国内法上の管轄規則を援用することを排除している（同規則 Recital 15）。

「ブラッセルI改正規則」の「残余管轄」廃止に強く反対した連合王国において、「扶養規則」がこのような規定となることへの反対意見が出なかった理由としては、「扶養規則」成立時に、「残余管轄」の余地がないことに、連合王国の実務家たちは気づいていなかったことが指摘されている。さらには、実務家が気づいたのは、「扶養規則」施行の2011年6月から1年経った2012年に入ってからであったとの指摘もある。

このことから、「扶養規則」においては、同規則がEU外の被告にも適用されることが、当然の前提として規則の制定が進められたことが伺われる。「ブラッセルI改正規則」成立に際しては、丁寧な議論がなされ他との評価があるが、その丁寧な議論をきっかけに、「扶養規則」における「残余管轄」の取り扱いが判明したことも推測される。

(2)管轄合意について：

改正規則 25 条が、当事者の居住地要件を外したことの効果および影響として、以下の点を確認した。

両当事者が共に EU 外の第三国に住所を有する場合には、管轄合意の有効性は、これまでのように合意された各加盟国の「国内法」により判断されるのではなく、「ブラッセル I 改正規則」により判断されることになる。

これは視点を換えれば、そのような管轄合意をした第三国の当事者が「ブラッセル I 改正規則」の適用を受けることを意味する。

この状況を指して、本改正は、一連の EU 規則の第三国当事者への適用の第一歩となる、との見解も示されている。

(3)25 条とハーグ管轄合意条約（以下ハーグ条約）との関係について：

ハーグ条約は EU 加盟国とメキシコとの批准により、2015 年 10 月 1 日から発効しているため、同条約と「ブラッセル I 改正規則」の管轄合意に関する規定との適用関係が問題となる。これについてはハーグ条約 26 条 6 項によれば以下の通りとなる。

(i)両当事者が EU の異なる加盟国に住んでいる場合や、EU 外のハーグ条約締約国でない国に住んでいる場合には、「ブラッセル I 改正規則」がハーグ条約に優先する。

(ii)両当事者が EU 外に住み、そのうちの一方当事者がハーグ条約の締約国に住んでいる場合は、EU 内の裁判所が選択されていても、ハーグ条約が適用される。

(iii)一方当事者が EU 内に住所を有していても、他方当事者が EU 外のハーグ条約締約国に居住していれば、ハーグ条約が適用される。

(4)残された問題：「EU 域外国（第三国）での管轄合意の保護」と「EU 域外国（第三国）が専属管轄と解しうる場合の扱い」：

この問題については、以下の状況が判明した。

改正規則は、第三国における管轄合意の問題については、管轄合意の 25 条の規定ではなく、訴訟競合の規定である 33 条 1 項に、次のように定める。すなわち、(i)第三国との間で訴訟競合の状態になっており、(ii)第三国の判決が当該加盟国で承認・執行されることが予測され、(iii)stay することが司法の適切な運営のために必要であると当該加盟国裁判所が判断する場合に、加盟国裁判所に裁量による stay を認めている。

なお、「ブラッセル I 改正規則」の Recital 24 は、加盟国裁判所がこの裁量を行うに際して、第三国が当該事案につき専属管轄を有するか否かも判断の要素として含まれると述べている。

その点を指摘し、改正規則 33 条は、第三国での管轄合意を間接的に尊重しているとの評価もある。しかしながら 33 条は、第三国裁判所との間で訴訟競合の状態となって

おり、かつ、当該第三国裁判所が先に受訴していることが要件となっているため、訴訟競合の状態ではない場合の、第三国裁判所での管轄合意の取り扱いが問題となる。

これについて、管轄合意の規定である改正規則 25 条は、第三国裁判所への管轄合意は対象としていない。

しかるに、専属的管轄合意には、選択された裁判所の管轄を定める「付与的效果」と、「剥奪的效果」すなわち、「当該管轄合意がなければ管轄権を有した他の裁判所から管轄権を奪う効果」との 2 つの効果があるが、25 条が述べているのは「付与的效果」のみである。

そこで、第三国裁判所への管轄合意が持つ「剥奪的效果」について、改正規則が適用されるかが問題となる。

この点につき、CJEU（ヨーロッパ共同体司法裁判所）の判決では、雇用契約の管轄など EU 内の「保護的管轄」を剥奪するような第三国への管轄合意（すなわち労働者保護のために本来 EU 内の管轄が認められねばならない事案において、第三国裁判所に管轄合意がなされているケース）については EU 規則の対象となり、そのような管轄合意を強制的に排除して、労働者の保護のために認められるべき EU 内の裁判所の管轄を認める、とされていた。

他方で、それ以外の一般的な管轄についての「剥奪効果」に関しては、EU 規則の対象とするのか、各第三国の国内法に委ねるのかについて、現在、見解が分かれている状況であり、議論の動向を見る必要がある。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔雑誌論文〕(計 4 件)

岡野祐子 「ブラッセル I 改正規則が CJEU の判例に与える影響（仮）」査読なし、「法と政治」68 巻 3 号、2017、印刷中、掲載確定

岡野祐子 「Brussels I Recast における管轄合意規定」査読なし、「国際公共政策研究」21 巻 1 号、2016、41-49

http://ir.library.osaka-u.ac.jp/dspace/bitstream/11094/57774/4/osipp_039_041.pdf

（左記リポジトリに掲載）

岡野祐子 「夫婦の財産問題に関する EU 国際私法 EU 規則相互の関係と EU 非加盟国からの視点」査読なし、「法と政治」66 巻 2 号、2015、47-128

https://kwansei.repo.nii.ac.jp/?action=pages_view_main&active_action=repository_view_main_item_detail&item_id=18209&item_no=1&page_id=30&block_id=27（左記リポジトリに掲載）

岡野祐子 「中国の信用状発行銀行の支払義務と我が国の国際裁判管轄」査読なし、私法

判例リマークス、50号 2015、142-145

6 . 研究組織

(1)研究代表者

岡野 祐子 (OKANO, Yuko)

関西学院大学・法学部・教授

研究者番号：6 0 2 2 4 0 4 4